

がん診療連携拠点病院等の整備指針

《24分》

※本文中に記載のない限り、2024年6月1日時点の情報に基づいて作成しています。

なお、解説は全ての法律・制度を網羅するものではありません。

※スライドのイラストはイメージであり、法律・制度の内容を厳密に反映したものではありません。

<研修テーマの背景>

がん診療連携拠点病院等の整備指針（指定要件）が2022年8月に見直され、2023年4月から新たな指針に基づき指定・更新が行われています。

研修目的

がん診療連携拠点病院等とがんゲノム医療中核拠点病院等の機能や整備状況を把握し、担当地域の今後の動向を探る



そのために…

- ・がん診療連携拠点病院等について確認する
- ・整備指針の概要を理解する



地域のがん医療
の提供体制は
いかがですか？

がん診療連携拠点病院等の整備指針（指定要件）が2022年8月に見直され、2023年4月から新たな指針に基づき指定・更新が行われています。

今回の研修では、がん診療連携拠点病院等（成人がんを対象）とがんゲノム医療中核拠点病院等の機能や整備状況を把握し、担当地域の今後の動向を探ることを目的とします。

そのために、がん診療連携拠点病院等の整備指針の概要を理解します。

1.がん対策

- ・ 仕組みと拠点病院等の整備目的

2.がん拠点病院等整備指針

- ・ 拠点病院等の種類
- ・ 見直しのポイント
- ・ 都道府県協議会（全拠点病院等の参画）
- ・ 地域拠点病院：体制等の全体像
 - ①診療体制 ②診療実績 ③人材育成等
 - ④相談支援・情報収集提供 ⑤臨床研究・調査研究
 - ⑥医療の質改善・安全管理 ⑦グループ指定
- ・ 都道府県拠点病院の体制
- ・ 特定領域拠点病院の体制
- ・ 地域がん診療病院の体制
- ・ 要件未充足時の対応

3.がんゲノム医療整備指針

- ・ がんゲノム医療提供病院とパネル検査の保険適用患者
- ・ 見直しのポイント
- ・ がんゲノム医療中核拠点病院の体制
- ・ がんゲノム医療拠点病院の体制
- ・ がんゲノム医療連携病院の体制



最初に、がん診療連携拠点病院等を整備する目的となっているがん対策について紹介します。

【1.がん対策】仕組みと拠点病院等の整備目的

医療の均てん化のため、がん診療連携拠点病院等を整備

がん対策の仕組み



がん対策基本法

基本的施策：下記の推進

①予防・早期発見 ②医療の均てん化 ③研究 ④就労等の支援 ⑤教育



がん対策推進基本計画



都道府県がん対策推進計画

第1期計画
2007～2011年度第2期計画
2012～2016年度第3期計画
2017～2022年度第4期計画
2023～2028年度

がん診療連携拠点病院等の整備目的

《医療の均てん化》

全国どこでも質の高いがん医療を受けられる体制

がん診療連携拠点病院等

がん医療圏ごとに最低1施設



がんゲノム医療中核拠点病院等

各地域ブロックに拠点施設を指定



株式会社メディカル・リード

4

わが国のがん対策の仕組みと、がん診療連携拠点病院等を整備する目的についてです。

◆がん対策の仕組み

わが国のがん対策は、「がん対策基本法」に基づいて実施されています。がん対策基本法では、基本的施策として①予防・早期発見、②医療の均てん化、③研究、④就労等の支援、⑤教育——の推進等を定めており、実現に向けた具体的な取り組みは、国が策定する「がん対策推進基本計画」と、都道府県が策定する「都道府県がん対策推進計画」によって進められます。国のがん対策推進基本計画は、2007年度から策定されており、現在は第4期計画（2023～2028年度）が実行されています。

◆がん診療連携拠点病院等の整備目的

5項目の基本的施策のうち、②医療の均てん化では、どこに住んでいても質の高いがん医療を受けられる体制を目指しており、がん診療連携拠点病院等の整備は、この体制を実現するために進められています。

具体的には、がん診療連携拠点病院等については医療計画で各都道府県内に定める「がん医療圏」ごとに最低1施設、がんゲノム医療中核拠点病院等については、各地域ブロックに拠点となる施設を指定して体制整備が進められています。

次のスライドから、「がん診療連携拠点病院等」、「がんゲノム医療中核拠点病院等」に分けて、それぞれの整備指針について紹介します。※

※がん対策として、小児がんを対象とする小児がん拠点病院の整備も進められていますが、当PPTでは割愛しています。

1.がん対策

- ・ 仕組みと拠点病院等の整備目的

2.がん拠点病院等整備指針

- ・ 拠点病院等の種類
- ・ 見直しのポイント
- ・ 都道府県協議会（全拠点病院等の参画）
- ・ 地域拠点病院：体制等の全体像
 - ①診療体制 ②診療実績 ③人材育成等
 - ④相談支援・情報収集提供 ⑤臨床研究・調査研究
 - ⑥医療の質改善・安全管理 ⑦グループ指定
- ・ 都道府県拠点病院の体制
- ・ 特定領域拠点病院の体制
- ・ 地域がん診療病院の体制
- ・ 要件未充足時の対応



3.がんゲノム医療整備指針

- ・ がんゲノム医療提供病院とパネル検査の保険適用患者
- ・ 見直しのポイント
- ・ がんゲノム医療中核拠点病院の体制
- ・ がんゲノム医療拠点病院の体制
- ・ がんゲノム医療連携病院の体制



がん診療連携拠点病院等の整備指針の内容について解説します。

2023年4月からの現行整備指針に基づき拠点病院等を指定

要件を簡素化

・十分実施されている要件削除

例

・集中治療室
・白血病専門施設の無菌病室



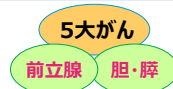
都道府県がん診療連携協議会の機能を強化

・都道府県の全拠点病院等協働で運営
・都道府県のがん対策を強力に推進する役割



拠点病院等が体制整備するがんの種類を追加

・集学的治療等の提供体制を求めるがんに
前立腺がんと胆・膵がんを追加



全拠点病院等に「特例型」を設定

・指定期間中に要件を満たせなくなった場合の類型
→地域拠点病院以外にも設定



地域拠点病院の「高度型」を廃止

・診療機能等が高い病院の類型（定義が不明確）
→2023年3月末廃止

株式会社メディカル・リード

7

ここから整備指針の内容に入ります。まず、以前の整備指針からの見直しの主なポイントは下記の通りです。2023年4月から、現行の整備指針に基づいて拠点病院と地域がん診療病院（以下、拠点病院等）の指定・更新が行われています。

◆要件を簡素化

指定要件が多く、病院の負担になっていたことから、必要な項目を追加する一方で、既に多くの病院で実施され、削除しても診療の質の維持に影響がないと考えられる要件は削除されました。

例) 集中治療室、白血病専門施設の無菌病室の設置 等

◆「都道府県がん診療連携協議会」（以下、都道府県協議会）の機能を強化

都道府県拠点病院が運営していた協議会が、「都道府県の全拠点病院等による協働運営」に見直され、全拠点病院等に都道府県協議会への積極的参画を求めることとなりました。また、都道府県協議会の役割として、都道府県のがん対策を強力に推進することが規定されました。

◆拠点病院等が体制整備すべきがんの種類を追加

これまでは、5大がん（大腸、肺、胃、乳、肝）を中心とした集学的治療等の提供体制が求められていましたが、膵がんと前立腺がんの患者数が肝がんを上回っていることから、拠点病院等で体制を整備すべきがんに前立腺がんと胆・膵がんが追加されました。

◆全拠点病院等に「特例型」を設定

「特例型」病院は、指定期間中に要件を1つでも満たせなくなった場合の類型で、これまでは地域拠点病院のみに定められていましたが、今回、全ての拠点病院等に設定されました。

◆地域拠点病院の「高度型」を廃止

地域拠点病院のうち、診療機能等が高い病院は「高度型」に指定されていましたが、定義が不明確な要件がある等の指摘があったことから、2023年3月末で廃止されました。

診療の体制や実績、人材育成や相談支援等の体制を全て満たす

①診療体制 ・手術・放射線治療・薬物療法等の提供 ・カンファレンスの開催  等	②診療実績 ・院内がん登録数 ・悪性腫瘍の手術件数  等	③人材育成等 ・スタッフの資格等取得の積極的支援 ・がん医療圏の医師への緩和ケア研修  等	④相談支援・情報の収集提供 ・がん相談支援センターの設置 ・院内がん登録の実施  等
⑤臨床研究・調査研究 ・臨床研究コーディネーターの設置  等	⑥医療の質改善・安全管理 ・診療機能や実績等の把握・評価、改善  等	⑦グループ指定 ・地域がん診療病院との連携・支援 	

株式会社メディカル・リード

9

ここからは、各拠点病院等の体制について紹介します。

体制については、地域がん診療連携拠点病院（地域拠点病院）について解説した上で、都道府県拠点病院・特定領域拠点病院、地域がん診療病院に必要とされる体制について補足します。

地域拠点病院は、下記の項目ごとに規定された体制等を全て満たす必要があります。

①診療体制

手術・放射線治療・薬物療法等の提供／カンファレンスの開催 等

②診療実績

院内がん登録数／悪性腫瘍の手術件数 等

③人材育成等

自院スタッフの資格等取得の積極的支援／同一がん医療圏の医師への緩和ケア研修 等

④相談支援・情報の収集提供

がん相談支援センターの設置／院内がん登録の実施 等

⑤臨床研究・調査研究

臨床研究コーディネーターの設置 等

⑥医療の質改善・安全管理

診療機能や実績等の把握・評価、改善 等

⑦グループ指定

地域がん診療病院との連携・支援

次のスライド以降で①～⑦の具体的な内容を紹介します。

手術・放射線治療・薬物療法その他、カンファレンス・地域連携等も義務付け

地域拠点病院



治療提供体制
(わが国に多いがん中心)

- ①手術・放射線治療・薬物療法を組み合わせた集学的治療
- ②リハビリテーション
- ③緩和ケア
- ④学会ガイドラインに準ずる標準的治療

等

手術・放射線治療・薬物療法の提供体制

- ・術中迅速病理診断が可能な体制
- ・密封小線源治療の連携体制
- ・高度な放射線治療に関する患者への情報提供・紹介体制
- ・薬物療法のレジメン委員会の設置

等



カンファレンスの開催

- ・多職種カンファレンス（月1回以上）
- ・医師主体カンファレンス
- ・関係職種症例検討

等



地域連携

- ・他院との連携体制整備
→他施設への紹介やコンサルテーション
- ・地域の医療・介護スタッフと役割分担等を検討（年1回以上）

等

その他

- ・地域のがん・生殖医療ネットワーク加入
- ・「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」への参画
- ・BCP策定（努力義務）

等



株式会社メディカル・リード

10

地域拠点病院の診療体制についてです。

地域拠点病院には、わが国に多いがん（大腸、肺、胃、乳、前立腺、肝・胆・膵）を中心に、①手術・放射線治療・薬物療法を組み合わせた集学的治療、②リハビリテーション、③緩和ケア、④学会ガイドラインに準ずる標準的治療——等の提供体制が義務付けられており、具体的には主に下記のような体制が定められています。

なお、集約化した方が治療成績の向上が期待される等の理由で自院で提供しない医療については、他院への紹介等により患者が確実に治療を受けられる体制を整備することとされています。

◆手術・放射線治療・薬物療法の提供体制

特に対応する事項として、下記の体制整備が求められています。

- ＊術中迅速病理診断が可能な体制／密封小線源治療の連携体制（地域の医療機関と役割分担）／高度な放射線治療（核医学治療や粒子線治療等）に関する患者への情報提供と他院への紹介体制／薬物療法のレジメン委員会の設置 等

◆カンファレンスの開催

患者支援の充実や多職種間の連携強化を目的とした多職種カンファレンス（院内）の月1回以上の開催に加え、医師主体の日常的なカンファレンスや関係職種による症例検討カンファレンス等を、必要に応じて定期的を開催することが求められています。

◆地域連携

希少がんの治療に関しては、他院との連携体制を整備し、難治がんも含めて対応可能な施設への紹介やコンサルテーションで対応することが求められています。この他、地域の医療機関等の医療・介護スタッフと役割分担等を検討する場を年1回以上設けること等が義務付けられています。

◆その他

地域のがん・生殖医療ネットワークへの加入、「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」への参画が義務付けられている他、自院のBCP策定等も求められています。

なお、BCPの策定は努力義務ですが、次回指針改定時には義務化されることが決定しています。

【2.拠点病院等整備指針】都道府県拠点病院の体制

地域拠点病院の体制に加え、診療や相談支援の機能強化を義務付け

都道府県拠点病院

地域拠点病院の体制

- | | | |
|---------------|------------|--------------|
| ①診療体制 | ②診療実績 | ③人材育成等 |
| ④相談支援・情報の収集提供 | ⑤臨床研究・調査研究 | ⑥医療の質改善・安全管理 |
| ⑦グループ指定 | | |

診療や相談
支援の機能を
強化する取り
組み

都道府県内

診療機能強化

- ・がん医療従事者の医師・薬剤師等への研修
- ・地域拠点病院への情報提供・症例相談等
- ・事務局として都道府県協議会を運営



相談支援機能強化

- ・がん患者等が初診時～治療開始までにがん相談支援センターを訪問可能な体制整備
- ・地域拠点病院等の相談支援員への研修
- ・国立がん研究センターの研修修了相談支援員を配置（2人以上）（努力義務）

等

自院内

診療機能強化

- ・緩和ケアセンターの整備：緩和ケアチーム・緩和ケア外来・緩和ケア病棟等を統合



株式会社メディカル・リード

17

次に、都道府県がん診療連携拠点病院（都道府県拠点病院）の体制についてです。

先に紹介した地域拠点病院の体制に加え、各都道府県内の拠点病院を取りまとめる都道府県拠点病院には、下記の取り組みが義務付けられています。

◆都道府県内の診療機能強化のための取り組み

- ・都道府県内でがん医療に携わる医師や薬剤師等に対する研修
- ・地域拠点病院等に対する情報提供・症例相談・診療支援
- ・事務局として都道府県協議会を運営

◆都道府県内の相談支援機能強化のための取り組み

- ・がん患者・家族が外来初診時から治療開始までを目途に、必ず一度はがん相談支援センターを訪問できる体制整備（地域拠点病院より先に義務化）
- ・地域拠点病院等の相談支援員に対する継続的・系統的な研修
- ・がん相談支援センターに、国立がん研究センターによる研修を修了した相談支援員を2人以上配置（努力義務。ただし次回指針改定時に義務化）

◆自院の診療機能強化のための取り組み

- ・緩和ケアチーム・緩和ケア外来・緩和ケア病棟等を統合する緩和ケアセンターを整備し、緩和ケアチームが主体となり活動

1.がん対策

- ・ 仕組みと拠点病院等の整備目的

2.がん拠点病院等整備指針

- ・ 拠点病院等の種類
- ・ 見直しのポイント
- ・ 都道府県協議会（全拠点病院等の参画）
- ・ 地域拠点病院：体制等の全体像
 - ①診療体制 ②診療実績 ③人材育成等
 - ④相談支援・情報収集提供 ⑤臨床研究・調査研究
 - ⑥医療の質改善・安全管理 ⑦グループ指定
- ・ 都道府県拠点病院の体制
- ・ 特定領域拠点病院の体制
- ・ 地域がん診療病院の体制
- ・ 要件未充足時の対応

3.がんゲノム医療整備指針

- ・ がんゲノム医療提供病院とパネル検査の保険適用患者
- ・ 見直しのポイント
- ・ がんゲノム医療中核拠点病院の体制
- ・ がんゲノム医療拠点病院の体制
- ・ がんゲノム医療連携病院の体制



次に、がんゲノム医療中核拠点病院等の整備指針の内容について解説します。

【3.がんゲノム整備指針】がんゲノム医療提供病院とパネル検査の保険適用患者

3種の機能に区分された病院が連携し、検査により対象患者に実施

病院の種類と役割

①がんゲノム医療中核拠点病院

13施設

- ・がんゲノム医療をけん引
- ・遺伝子検査・治療・研究開発・人材育成



②がんゲノム医療拠点病院

32施設

- ・遺伝子検査・治療までを完結
- ・中核拠点病院と連携して研究開発・人材育成等



③がんゲノム医療連携病院

219施設

- ・遺伝子検査でゲノム中核拠点病院又はゲノム拠点病院と連携
- ・治療等を実施

ゲノム中核拠点病院・
ゲノム拠点病院により
指定いずれもがん診療連携拠点病院等
(小児がん拠点病院等を含む)

(2024年6月1日時点)

がん遺伝子パネル検査の保険適用患者

右記のいずれかに該当し、検査後に
薬物療法適応の可能性が高いと主治医が判断

- ・標準治療のない固形がん患者
- ・局所進行又は転移が認められ、標準治療が終了（見込み含む）となった固形がん患者

株式会社メディカル・リード

22

がんゲノム医療は全てのがん患者に提供されるものではないため、最初に、がんゲノム医療を提供する病院及びがん遺伝子パネル検査の保険適用患者について紹介します。

◆病院の種類と役割

下記の3つに分類されますが、いずれも、がん診療連携拠点病院等（小児がん拠点病院等を含む）であることが前提です（施設数は全て2024年6月1日時点）。

①がんゲノム医療中核拠点病院（以下、ゲノム中核拠点病院）

がんゲノム医療をけん引する病院で、がん遺伝子パネル検査から治療、研究開発、人材育成までを担い、治験・先進医療も主導します。13施設が指定されています。

②がんゲノム医療拠点病院（以下、ゲノム拠点病院）

がん遺伝子パネル検査から治療まで自院で完結できる体制を整備している病院で、研究開発や人材育成、治験等は、ゲノム中核拠点病院と連携して実施します。32施設が指定されています。

③がんゲノム医療連携病院（以下、ゲノム連携病院）

ゲノム中核拠点病院・ゲノム拠点病院と連携してがん遺伝子パネル検査を実施し、治療等を担う病院です。ゲノム中核拠点病院とゲノム拠点病院が国から指定されるのに対し、ゲノム連携病院はゲノム中核拠点病院又はゲノム拠点病院から指定されます。219施設が指定されています。

◆がん遺伝子パネル検査の保険適用患者

下記のいずれかに該当し、がん遺伝子パネル検査後に薬物療法適応の可能性が高いと主治医が判断した患者が対象になります。

- ・標準治療のない固形がん患者
- ・局所進行又は転移が認められ、標準治療が終了（終了見込みを含む）となった固形がん患者

【3.がんゲノム整備指針】がんゲノム医療中核拠点病院の体制

充実した研究体制・人材育成体制・診療体制等を整備

がんゲノム医療
中核拠点病院

13施設（2024年6月1日時点）

北海道大学病院
東北大学病院
国立がん研究センター東病院
慶應義塾大学病院
国立がん研究センター中央病院
東京大学医学部附属病院
がん研究会有明病院
静岡県立静岡がんセンター
名古屋大学医学部附属病院
京都大学医学部附属病院
大阪大学医学部附属病院
岡山大学病院
九州大学病院

遺伝子検査～治療を自院で実施

臨床研究中核病院と同等の研究体制

拠点病院・連携病院との合同会議や研修

診療体制

がん遺伝子パネル検査

- ・臨床検査室・病理検査室を設置
- ・組織検体の取り扱いとシーケンスの手順等を明文化
- ・エキスパートパネルを開催（月1回以上）等

遺伝カウンセリング等

- ・実施部門を設置、関連診療科と連携
- ・病的バリエーション同定時の規定を作成・対応
- ・実施数を報告等

診療実績

がん遺伝子パネル検査 ・年間実施数が特に優れる

遺伝カウンセリング等

- ・年間実施数が最低50例程度
- ・病的バリエーション同定時等のカウンセリング到達率が優れる

治験等

- ・到達数が特に優れる
- ・3年間に新規治験等を主導的に複数実施

株式会社メディカル・リード

24

はじめに、13施設が指定を受けているゲノム中核拠点病院の体制についてです。

ゲノム中核拠点病院は、がん遺伝子パネル検査から治療までを自院で実施できる機能を有するとともに、治験等も主導する立場のため、臨床研究中核病院と同等の研究体制の整備が必要です。また、人材育成をけん引する役割も担うことから、他の2つの病院との合同会議や研修等も義務付けられています。検査等の具体的な体制や実績に関しては、主に下記のように定められています。

◆診療体制

◎がん遺伝子パネル検査

- ・第三者認定を受けた臨床検査室と病理検査室を設置
- ・院内における、組織検体の取り扱いとシーケンスは手順等を明文化
- ・エキスパートパネル（検査結果を医学的に解釈するための会議）を月1回以上開催 等

◎遺伝カウンセリング等

- ・遺伝カウンセリング等を実施する部門を設置し、関連診療科との連携体制を整備
- ・生殖細胞系列の病的バリエーション同定時の対応方針について、明文化した規定を作成し対応
- ・遺伝子カウンセリングと遺伝性腫瘍カウンセリングの実施数を毎年厚生労働省に報告 等

◆診療実績

◎がん遺伝子パネル検査

- ・エキスパートパネルでの年間検討症例数が特に優れている（ゲノム連携病院の症例含む）

◎遺伝カウンセリング等

- ・遺伝カウンセリング実施数が年間最低50例程度
- ・病的バリエーション同定時等の遺伝性腫瘍カウンセリング到達率が優れている

◎治験等

- ・エキスパートパネルでの推奨治療法又は治験等への到達数が特に優れている
- ・過去3年間に新規の治験等を主導的に複数実施

①拠点病院整備の目的はがん医療の均てん化

②がん診療連携拠点病院等はわが国に多いがんを中心に体制整備

③がんゲノム医療中核拠点病院・拠点病院は実績が優れている施設を選定

①拠点病院整備の目的はがん医療の均てん化

わが国のがん対策では、全国どこでも質の高いがん医療が受けられる「がん医療の均てん化」を施策の1つに掲げており、これを実現するために設置されているのが、がん診療連携拠点病院等やがんゲノム医療中核拠点病院等です。具体的には、集学的治療や標準的治療等を提供するがん診療連携拠点病院等をがん医療圏ごとに最低1施設、がんゲノム医療中核拠点病院等は各地域ブロックに一定数を指定して体制整備が進められています。

②がん診療連携拠点病院等はわが国に多いがんを中心に体制整備

がん診療連携拠点病院等には、診療体制をはじめ、人材育成や患者への相談支援等、様々な要件が定められていますが、治療に関しては、わが国に多いがん（大腸、肺、胃、乳、前立腺、肝・胆・膵）を中心に、集学的治療や標準的治療等を提供する体制の整備が求められています。一方、希少がんや難治がん等については、全ての拠点病院等が個々に対応するのは困難なため、各県の都道府県協議会で役割分担を整理・明確化することとされています。

③がんゲノム医療中核拠点病院・拠点病院は実績が優れている施設を選定

がんゲノム医療を提供する病院は、①がんゲノム医療をけん引する「がんゲノム医療中核拠点病院」、②ゲノム中核拠点病院に次いで高機能の「がんゲノム医療拠点病院」、③ゲノム中核拠点病院・拠点病院と連携して治療を行う「がんゲノム医療連携病院」——の3種類に分類されています。このうち、ゲノム中核拠点病院は全国で10施設程度、ゲノム拠点病院は30施設程度指定されることになっており、国ががん遺伝子パネル検査の年間実施数やエキスパートパネルでの推奨治療法への到達数等が優れている施設を選定します。一方、ゲノム連携病院については、国が指定要件を定めていますが、実際に指定するのは連携先のゲノム中核拠点病院又はゲノム拠点病院です。

がん診療連携拠点病院・がんゲノム医療拠点病院等の整備・充実により、がん治療においては、こうした病院を中心とした連携がさらに進展することが予想されます。

連携強化による治療の質向上

全拠点病院等が都道府県協議会の運営に参画
→ 連携や情報共有等が進み、治療の質向上も



前立腺がん、胆・膵がんの治療体制に変化

治療体制整備疾患に、前立腺がん・胆・膵がんを追加
→ 追加されたがんの治療施設・治療内容に変化が



ゲノム医療対応病院ががん治療の中心に

がんゲノム医療連携病院の増加
→ ゲノム医療対応病院に患者が集まる可能性も



がん診療連携拠点病院・がんゲノム医療拠点病院等の整備・充実により、がん治療においては、こうした病院を中心とした連携がさらに進展することが予想されます。

◆連携強化による治療の質向上

都道府県内全てのがん診療連携拠点病院等に「都道府県がん診療連携協議会」の運営への参画が義務付けられていることから、連携や情報共有による治療の質向上が進むかもしれません。

◆前立腺がん、胆・膵がんの治療体制に変化

治療体制を整備すべき疾患に前立腺がんと胆・膵がんが追加されたことで、今後、主要治療施設や治療内容に変化が生じることも考えられます。

◆ゲノム医療対応病院ががん治療の中心に

がんゲノム医療連携病院（がんゲノム医療中核拠点病院等と連携）の指定施設が増加しており、今後は、ゲノム医療にも対応する病院にがん患者が集まることになるかもしれません。

担当施設の先生に、がん治療に対する施設の取り組みや地域の医療提供体制の変化等について伺ってみてはいかがでしょうか。

- ① 国や都道府県は、「がん対策基本法」に基づいてがんに関する医療提供体制の充実を推進していますが、実際に変化している印象はありますか。
- ② 拠点病院には、院内がん登録数や患者数等といった診療実績要件が設定されていますが、先生方に対しても、貴院の診療実績のフィードバックや患者数の拡大要請等はあるのでしょうか。
- ③ 5大がん（大腸、肺、胃、乳、肝）を中心に、拠点病院等での集学的治療が推進されていますが、実際に進んでいるのでしょうか。
- ④ 2023年4月から、拠点病院等で医療提供体制を整備すべきがんに、前立腺がんと胆・膵がんが追加されましたが、これらのがんの治療も、拠点病院等への集約化が進んでいるのでしょうか。
- ⑤ 「都道府県がん診療連携協議会」の運営に県内全ての拠点病院等の参画が義務付けられたことで、病院間の連携や情報共有は進んでいるのでしょうか。
- ⑥ がん（が疑われる）患者さんを病院に紹介する場合は、がんの種類を問わず拠点病院等を選択されるのでしょうか。あるいは、がんの種類等によって紹介先を変えるケースもあるのでしょうか。

スライドは、研修内容を活用するための質問例です。

担当施設の先生に、がん治療に対する施設の取り組みや地域の医療提供体制の変化等について伺ってみてはいかがでしょうか。